

筑西市議会総務企画委員会

会 議 録

(令和3年第2回定例会)

筑 西 市 議 会

総務企画委員会 会議録

1 日時

令和3年6月14日（月） 開会：午前9時58分 閉会：午前10時45分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第65号 令和3年度筑西市一般会計補正予算（第3号）のうち所管の補正予算

議案第67号 筑西市手数料条例の一部改正について

議案第69号 令和3年度筑西市一般会計補正予算（第4号）のうち所管の補正予算

4 出席委員

委員長	藤澤 和成君	副委員長	田中 隆徳君		
委員	石嶋 巖君	委員	小倉ひと美君	委員	増淵 慎治君
委員	尾木 恵子君	委員	堀江 健一君	委員	榎戸甲子夫君

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 谷島しづ江君

委員長 藤澤 和成

○委員長（藤澤和成君） ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順番ですが、お手元に配付いたしました順番で、補正予算議案2案、条例議案1案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） また、議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合、挙手を願います。

それでは、各議案について、所管部ごとに審査してまいります。

初めに、企画部です。議案第65号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち、企画部所管の補正予算について、審査願います。

なお、議案第65号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

財政課から説明を願います。

板橋財政課長、お願いいたします。

○財政課長（板橋 勝君） 財政課、板橋です。よろしく申し上げます。着座にて失礼します。

議案第65号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち、財政課所管の補正予算について、ご説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。まず、款15国庫支出金、項4交付金、目2総務費交付金、節15新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億1,587万8,000円の増額でございます。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業としてのプレミアム付商品券事業の財源とするものでございます。

次に、款19繰入金、項2目1節1基金繰入金、説明欄1、財政調整繰入金3,047万8,000円の減額は、今回の補正予算の収支調整によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） プレミアム付商品券なのですが、これは発行枚数といいますか、どのぐらい発行する予定かお聞きします。

○委員長（藤澤和成君） 板橋財政課長。

○財政課長（板橋 勝君） ご答弁申し上げます。

所管としては商工振興課なのですが、全世帯に各1部ずつ配布できるということで、4万冊から3万7,000冊とかというふう聞いております。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員、よろしいですか。

○委員（石嶋 巖君） はい、いいです。

○委員長（藤澤和成君） そのほか、よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） では、質疑を終結いたします。

次に、議案第69号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、企画部所管の補正予算について審査願います。

なお、議案第69号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

引き続き、財政課から説明を願います。

板橋財政課長。

○財政課長（板橋 勝君） 議案第69号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、財政課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。まず、款15国庫支出金、項4交付金、目2総務費交付金、節15新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億734万2,000円の増額でございます。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業として、全市民を対象とした新型コロナウイルス感染症の検査と生理用品配布の財源とするものでございます。

次に、款19繰入金、項2目1節1基金繰入金、説明欄1、財政調整基金繰入金6,912万1,000円の増額は、今回の補正予算の収支調整によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願います。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

以上で企画部所管の審査を終了します。

ここで執行部の入替えをお願いいたします。

〔企画部退室。人口対策部入室〕

○委員長（藤澤和成君） 次に、人口対策部所管の審査に入ります。

議案第65号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち、人口対策部所管の補正予算について審査を願います。

初めに、相澤人口対策部長のほうから説明をお願いします。

○人口対策部長（相澤一幸君） 議案説明前に、企業版ふるさと納税の所管部が人口対策部になったことについてご説明申し上げたいのですが、少々時間いただいてよろしいでしょうか。

○委員長（藤澤和成君） 許可します。どうぞ。

○人口対策部長（相澤一幸君） それでは、人口対策部が企業版ふるさと納税の所管になった理由についてご説明申し上げます。

まず、企業版ふるさと納税、正式名称、地方応援税制につきましては、国が2016年に2019年度までの時限措置として創設されました。これが2019年12月20日の閣議決定により、2024年まで5年間延長されてございます。これまで企画部が所管し、平成27年に策定いたしました「筑西市まち・ひと・しごと人口ビジ

ョン総合戦略」、これを人口対策部が新設された平成31年4月に人口対策部に移管されまして、令和2年3月に第2期の総合戦略を策定したところでございます。企業版ふるさと納税を活用するには総合戦略を策定し、それを基に地域再生計画を作成して提出することになっております。それを内閣府の認定を受ける必要があるため、当部で作成し、令和2年3月31日に認定通知を受けたことによるものでございます。

本来であれば、一般のふるさと納税と同じ部署で所管するほうが分かりやすいとのご意見もあることは承知しておりますが、以上のことから、人口対策部が所管し、財源確保に有効となるよう努めていく所存でございます。

今後、コロナ禍の収束を見据えた際には、市長を先頭としたトップセールスを実施し、堅調な都市部などの企業に営業をかけていく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） ありがとうございます。

では、人口対策課から説明をお願いします。

渡辺人口対策課長、お願いします。

○人口対策課長（渡辺好浩君） 人口対策課、渡辺でございます。

初めに、本日お配りしました「企業版ふるさと納税制度による寄附受納に関する資料」からご説明申し上げます。御覧いただきますようお願いいたします。

まず、1、企業版ふるさと納税制度の概要でございます。企業版ふるさと納税は、国が認定した地方自治体の地方創生事業に対しまして、寄附をした企業が法人税などの税制において寄附額の最大9割の軽減を受けられる制度でございます。寄附金額の範囲は、1回当たり10万円以上、上限は企業が応援する自治体の地方創生事業の事業費までとされております。

なお、企業の本社が所在する地方公共団体の寄附は対象外とされており、またこの制度の寄附による返礼品はございません。

続きまして、2、今回の寄附をいただきました企業でございますが、相互開発株式会社、代表取締役、本多宏考、北海道岩見沢市金子町448番地7、事業内容は、土木工事、暗渠排水工事などでございます。寄附額は100万円でございます。

(3)、経緯でございますが、令和3年4月6日に相互開発株式会社様から寄附申込書が届きまして、そこに記載される応援事業名は、本市経済部所管の「農産物ブランド化推進事業」を選定されてございます。本市の寄附対象となる地方創生事業でございますが、「筑西市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づける市内8部21課からの62事業のうち、原則として、補助金や交付金を見込んでいる10事業を除く52事業及び基本目標を達成するための関連事業でございます。そのうち、寄附の募集には市内8部の各事業から、それぞれ特徴的な14事業を抽出しまして、ホームページ掲載や作成したパンフレットにより募集活動を行っております。

今回は、株式会社企業版ふるさと納税マッチングサポートからの企業紹介によるものでございます。この株式会社企業版ふるさと納税マッチングサポートでございますが、令和3年4月1日付で企業版ふるさと納税制度の企業紹介業務委託契約を本市は締結いたしております。この契約により支払う費用でございますが、紹介による寄附があった場合には、その寄附金額に応じた手数料がございます。①寄附金額が1,000万円以下の部分につき、寄附金額の15%に消費税を加算したもの。②1,000万円を超え、1億円まで

の部分につき、寄附金額の12.5%に消費税を加算したもの。③1億円を超える部分につき、寄附金額の10%に消費税を加算したもの。以上のようなことでございます。

今回は100万円でございますので、15%の15万円に10%の消費税を合わせて16万5,000円でございます。

株式会社企業版ふるさと納税マッチングサポートの企業概要でございますが、出資者は地方社会の活性化に取り組んでいる一般社団法人地域活性化センターと東武トップツアーズ株式会社の2社でありまして、企業版ふるさと納税に関する企画、提案、支援等に係る事業を行う目的で令和2年7月に設立されております。

令和3年4月20日、火曜日には寄附金が納入されたものでございます。

最後に、寄附理由でございます。10年ほど前から、筑西市内の元農家跡地を宿舎として使用しており、冬季の3か月から4か月間は北海道本社の社員が滞り、周辺地域の暗渠排水工事の拠点にしているため、筑西市にお世話になっているので、「農産物ブランド化推進事業」を応援したく、寄附に至りましたとのことでございます。

資料のご説明は以上でございます。

それでは、議案第65号のうち、人口対策課所管の補正予算について、ご説明いたします。

補正予算書12、13ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款18項1寄附金、目12節1企業版ふるさと納税寄附金100万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、企業版ふるさと納税寄附金として、令和3年4月20日に寄附金の受領があったことによる増額補正でございます。この寄附を受けたことによりまして、特定財源におけるその他を増額し、一般財源を減額する財源更正でございます。

続きまして、16、17ページをお願いいたします。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目7地方創生費、節11役務費16万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、先ほどご説明いたしました企業版ふるさと納税寄附金が企業紹介業務契約を締結した株式会社企業版ふるさと納税マッチングサポートを通して行われたことに伴う手数料でございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） この手数料は、この株式会社企業版ふるさと納税マッチングサポートに支払うのかどうか。それと、消費税は国税だから、そこからその会社が消費税を払うということではないのでしょうか。

○委員長（藤澤和成君） 渡辺人口対策課長。

○人口対策課長（渡辺好浩君） お答えいたします。

消費税を合わせて株式会社企業版ふるさと納税マッチングサポートに支払いまして、その先の消費税は株式会社企業版ふるさと納税マッチングサポートからの処理となります。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） よろしいですか。

榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 担当違いますか。農産物ブランド化推進事業、これは経済部。

○委員長（藤澤和成君） 渡辺人口対策課長。

○人口対策課長（渡辺好浩君） 農産物ブランド化推進事業は、経済部所管でございます。事業はそちらで……

○委員（榎戸甲子夫君） では、内容聞いてもしようがないな。

○人口対策課長（渡辺好浩君） 経済部で……

○委員（榎戸甲子夫君） だから、この辺を私が、ちょっと誰に聞いたらいいか分からないけれども、ブランド化ということで我々に関心を持ってそれを聞こうと思っても、担当違うのでしょうか。こういうのが縦割りというのか、何というのか。

（「ややこしい」と呼ぶ者あり）

○委員（榎戸甲子夫君） （続）我々は経済土木委員会ではないから。たった年4回の発言の場で、その場だけ聞けばいいということになるわけ。そうかといって、担当部へ行ってああだ、こうだ言ってもしようがないから。ブランド化というのは非常に私も関心があって、ブランド化というのはもう10年も20年も前から聞いているのだけれども、一つも筑西市から、下館市からブランド化になったものないでしょう。名前だけ格好いいのだ、言っているのだ、書類作って会議して、どこにもないよ。筑西市のブランド、皆さん知っていますか。それでいてこういうふうに大手から寄附などもあるわけだ。それでいて受皿を持っていて一つも働いていないから、全然ブランド化になっていないのだよ、何ひとつ。トマトもキュウリも梨もスイカも。ブランドって何だと俺聞きたかったのだ。いいや。愚痴になってしまってもあれだから。

○委員長（藤澤和成君） よろしいですか。

尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 本当にありがたい今回のこういう寄附制度かなというふうに思うのですがけれども、ちょっとあまりにもまだ始まったばかりなので、あれなのですけれども、これは今回は本当に筑西市と関わりがあった企業さんがたまたまそういう恩を感じていただけたという状況ですよ。やっぱり筑西市との関わりがないとなかなか、いろいろこっちとしてはこういう事業がありますよって多分アピールはもちろんしているのでしょうけれども、そういうのがちょっといまいち、これは全国的に展開している自治体もあるわけだから、ここの地域にという部分がほかよりも特出してればちょっと目立つのでしょうかけれども、なかなか関わりのないところからの寄附をいただくということの工夫というのが大変難しいかなというふうに思っているのですけれども、そういう部分の力の入れ具合というか、そういうのはどのようにやっているというか、やっていくのでしょうか。

○委員長（藤澤和成君） 渡辺人口対策課長、どうぞ。

○人口対策課長（渡辺好浩君） お答えいたします。

私どもも寄附をいただけるように努めているところでございますが、私どものセールスポイントをご答弁いたします。本制度のセールスポイントは、主に3点あると考えております。まず、企業側では、寄附金額の最大9割の税の軽減効果が受けられることが1つございまして、2点目に、企業のCSR、いわゆる社会貢献活動やSDGsへの取組につなげられることが2つ目でございます。そして、3点目に、同意をいただいた企業のみとなりますが、寄附をいただいた企業を広く本市から周知するために、本市ホームページや広報紙への掲載、また市長からの感謝状の贈呈を予定しておりまして、企業の知名度アップにもつながっていくものと考えております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 相澤人口対策部長。

○人口対策部長（相澤一幸君） ちょっと補足させていただきますが、それは企業側のメリットとして、今次長が3点述べました。うちのほうとしては、何をどうPRしているかということ、まず茨城県西部メディカルセンターをつくった、そこに入った企業、また道の駅をつくられたときに入られた企業、そういうところに通知をまず65社ほどあるのですが、その後もそうですけれども、そこに案内状を今出して、そこからも今問合せが来ている状況です。

次には、先ほど説明があったように、株式会社企業版ふるさと納税マッチングサポートともう1つ、JT Bがふるさとコネクトといいまして、そこにも業務提携をして全国版に筑西市の事業、総合戦略にある62事業の中の14事業を大々的に広告、PRしていただいています。そういうことから、全国的にも広報紙、そしてこれまで筑西市と関係があった企業に通知を出し、問合せも来ていると、その中でぜひここは私が行きたいというところでも市長が選んで、約20社ありますので、これをこれからコロナ禍の収束を見据えた際には、営業をかけていくというところでございます。

○委員長（藤澤和成君） よろしいですか。

○委員（尾木恵子君） 分かりました。頑張っていたきたいと思います。

○委員長（藤澤和成君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） この株式会社企業版ふるさと納税マッチングサポートに対しての委託金というのがかかっているのかどうか、あとJT B、今お話がありました、ここに対しても委託金とか手数料がかかるものなのか、説明をお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 渡辺人口対策課長。

○人口対策課長（渡辺好浩君） お答えいたします。

どちらも成功報酬のみでございます。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） この返礼品がないということでしたが、ふるさと納税と違って。これは、逆に送るとルール違反になってしまうということなののでしょうか。教えてもらいたいと思います。

○委員長（藤澤和成君） 渡辺人口対策課長。

○人口対策課長（渡辺好浩君） 国の制度で返礼品はやってはいけないということになっておりまして、このことのペナルティーとしましては、この寄附を募ることができるまず第1の条件である地域再生計画の認定が取り外されてしまう、そこでございます。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 確かに企業側にとってみれば、そういう節税といいますか、税金対策にもなるということでメリットもある、市長からの感謝状として知名度も上がるということなのですが、わざわざ北海道のほうの企業がやっていただけるというのはありがたいことだと物すごく思うのです。冬季にこっちに社員さんが来ているということなので、返礼品がルール違反だということになればやむを得ないかもしれませんが、物とかというのではなくて、つまり公共施設、例えば1つ例を挙げればあけの元気館だった

り、その優待なんかをどんっと送ってやったらどうかなと思ったりもしたのですが、ルール違反だというのであれば致し方ないですが、そういうのが可能であれば、物ではなくて、こっちに来ているみたいですから、そのときにそういった企業に対して少しでも市としてサービスしてあげられれば幸いなのではないかなと思ったりもしたものですから、ちょっと意見として出させていただきます。

○委員長（藤澤和成君） 答弁ありますか。

渡辺人口対策課長。

○人口対策課長（渡辺好浩君） ご助言いただきましたとおり、私どものほうでもその点はいろいろと考えてはおるのですが、1点、感謝状につきましては、特に制度上触れるところではありませんので、市長から直接お渡しをするというところでは考えているところはございます。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） そのほかよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） それでは、質疑を終結いたします。

以上で、人口対策部の審査を終了いたします。

ここで、執行部の入替えをお願いします。

〔人口対策部退室。税務部入室〕

○委員長（藤澤和成君） 次に、税務部所管の審査に入ります。

議案第69号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、税務部所管の補正予算について、審査願います。

収税課から説明を願います。

日向収税課長。

○収税課長（日向繁樹君） よろしくお願いたします。収税課の日向でございます。

今回、議案第69号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、収税課所管の補正予算について、ご説明させていただきます。

補正予算書12、13ページをお開きお願いたします。款2総務費、項2徴税费、目2賦課徴収費、右に移りまして、説明欄、過誤納付還付事業6,912万1,000円の増額補正でございます。今回、1つの法人から平成27年度から平成30年度までの4事業年度分の更正の請求がされ、6,912万800円の還付が生じたためでございます。

還付が生じた要因としましては、外国税額の控除が適用されたためでございます。補正予算書とは別にお配りさせていただきました「議案第69号 補正予算説明資料」を基に外国税額控除の還付の要因についてご説明させていただきます。法人市民税の法人税割につきましては、国の法人税額が基礎になりますので、法人税の算出は①のように外国にも事業所のある法人につきましては、国内だけでなく、国外の所得まで含めた全体の所得に対しまして、法人税が課税されてございます。

次に、②の外国税額控除につきましては、国外で課税された所得がある場合、日本とその国の双方から課税されることとなりますので、二重課税を排除するため、日本の法人につきましては、外国税額控除としまして控除することができることになってございます。

しかし、控除ができる外国税額にも限度がございまして、③の外国税額控除限度額につきましては、外

国の所得を全世界の所得額で割ったものに国内法人税額を掛けたものが外国税額控除限度額となっており、外国税額控除の優先順位は、国税、国税が引き切れない場合には、地方税の県民税、市民税の順に控除されることになっております。地方税においても、やはり控除の限度額がそれぞれ設けられております。

今回のケースを図でご説明申し上げます。左側にご覧いただけます更生前の部分が当初の申告状況でございます。点線が外国税額控除限度額となっております。隣の表なのですが、更生前は国税のみで外国税額控除されておりましたが、今回、外国税額の所得額が減少となり、更正後の黄色の部分の点線、控除額の部分が下に下がったことにより、地方税で控除することになってしまったものでございます。

よって、当該法人の4事業年度分の法人市民税から外国法人税額控除することにより還付が生じたことになっております。当初予算としましては、昨今の還付状況を基に6,000万円の予算を計上してございましたが、今回は補正、今回の請求額により6,912万1,000円の増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（藤澤和成君） では、質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 4事業年度というふうに説明ありましたが、4年間も忘れていたということなのですか。

（「法人様のほう、忘れていた……」と呼ぶ者あり）

○委員（石嶋 巖君） （続）ということと、それとこの6,912万1,000円の過誤納付還付事業ということで説明ありますが、その前のページの基金繰入金、財政調整基金繰入金で同額になっているのですが、この繰入金がこの補正予算額と同じなのですか、これは同じことなのかということをお聞かせいたします。

○委員長（藤澤和成君） 日向収税課長。

○収税課長（日向繁樹君） すみませんでした。4年度分につきましては、法人様のほうの申告ではございますが、国の指摘を受けて見直しをかけたという情報でございます。

それと、先ほどの繰入金につきましては、企画部のほうでの対応等ございますので、私のほうでは同額でという形で上がっております。

○委員長（藤澤和成君） 山口企画部長。

○企画部長（山口信幸君） 今回の基金の話ですが、今回税のほうで還付しますので、当然予算額にマイナスが生じてしまうので、今回はまだ繰越金とかいろいろな財源、交付税分見込めませんので、この基金のほうで財源に穴が空くというふうなことになってまいりますので、財政課の財政調整基金のほうで全額、予算の手当てをしたというふうなことです。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員、よろしいですか。

○委員（石嶋 巖君） あと、この償還金利息及び割引料ということで、当初予算では6,500万円組んでいたのですが、補正で6,900万円補正したということで、これは外国税額控除ということで1社のみなのですか、それとも数社あるのですか。それと、その企業名を、差し支えなければお聞かせいただきたいと思っております。

○委員長（藤澤和成君） 答弁願います。

日向収税課長。

○収税課長（日向繁樹君） 1社のみではございますが、企業名につきましては金額も大きいことございますし、国税庁も入っていることございますので、法人名は差し控えさせていただければと存じます。

○委員長（藤澤和成君） そのほか何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

以上で、議案第69号について、全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第69号について、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより、議案第69号の採決をいたします。

○委員（小倉ひと美君） 委員長、議案第69号の採決について、ちょっとお聞きしたいことがあるのですが、よろしいですか。

○委員長（藤澤和成君） はい、どうぞ。

○委員（小倉ひと美君） 採決に当たりまして、11ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてですが、これは各事業に充当するためと先ほど説明がありましたが、この採決するのは、この事業に充当することに賛成か反対かという意味を込めての採決になるのか、ちょっと教えていただきたいのですが、よろしいですか。

（「休憩していただいてよろしいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時36分

○委員長（藤澤和成君） 休憩中に引き続き、会議を再開いたします。

小倉委員、今のご質問については、歳入を認めるかどうかということのみになります。

○委員（小倉ひと美君） 入ってくることでしょね。

○委員長（藤澤和成君） そうです。

○委員（小倉ひと美君） このお金が入ってくることに對して。

○委員長（藤澤和成君） はい、よろしいですか。

○委員（小倉ひと美君） はい、ありがとうございます。

○委員長（藤澤和成君） それでは、採決をいたします。

議案第69号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で、税務部の審査を終了します。

それでは、執行部の入替えをお願いします。

[税務部退室。市民環境部入室]

○委員長（藤澤和成君） 次に、市民環境部所管の審査に入ります。

議案第65号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち、市民環境部所管の補正予算について、審査願います。

市民課から説明を願います。

大武市民課長。

○市民課長（大武喜義君） 市民課長の大武です。よろしくお願ひいたします。

議案第65号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち、市民環境部市民課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

16、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算明細書、3、歳出でございます。款2総務費、項3目1戸籍住民基本台帳費、節12委託費、説明欄、住民情報システム（住民記録）改修事業181万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

増額の理由としまして、住民基本台帳法の一部改正により、これまで国外に転出をして長期間滞在されている方は利用することができなかったマイナンバーカード及び電子証明書について、国外転出後も利用できるようにされたことから、必要なシステム改修として戸籍附票システムと住民基本台帳ネットワークシステム等を連携するため、住民基本台帳ネットワーク側のシステム改修を行うための費用でございます。

なお、システム改修に必要となる運用手引書が住民基本台帳ネットワークシステムを所管する地方公共団体情報システム機構から示されたのが当初予算確定後であったため、増額補正の対応としたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第65号について、全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第65号について、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより議案第65号の採決をいたします。

議案第65号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第67号「筑西市手数料条例の一部改正について」、審査を願います。

引き続き、市民課から説明を願います。

大武市民課長。

○市民課長（大武喜義君） 引き続き説明させていただきます。

議案第67号「筑西市手数料条例の一部改正について」ご説明いたします。

今国会にて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法です。こちらが一部改正され、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行する主体として明確化されました。これに伴い、現在、市民課及び支所出張所で行っております個人番号カードの再発行に関する手数料の徴収事務につきましても、同機構が行うものとされたところです。このため、筑西市手数料条例別表、第2条関係、住民票の部において、個人番号カードの再発行手数料の項を削除する改正を行うものでございます。

なお、附則でございますが、この条例改正の施行期日を令和3年9月1日からとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） この個人番号カードというのは、具体的にどういうものか説明いただきたいと思えます。

○委員長（藤澤和成君） 答弁願います。

大武市民課長。

○市民課長（大武喜義君） 石嶋委員の質疑についてご答弁申し上げます。

個人番号カード、マイナンバーカードです。こちらは、行政手続における特定の個人、番号法においてカードに基本4情報、住所、氏名、生年月日、性別、こちらを記載し、写真を載せ、個人を特定するときの本人確認書類になるものになります。あとは、こちらに登載されていますICチップ、こちらに電子的な証明、こちらもやはり基本4情報になるのですけれども、こちらに登載した上で、電子的、ネットワーク上、本人確認するときそちらを使用して、1つ例を上げさせていただきますと、確定申告、こちらるときにネット上で申告するときには、本人が申告しているかどうかというものは証明するものがないので、マイナンバーカードに登載されております電子証明書、こちらが基本4情報載っているのですが、こちらをつけることによって本人が申請しているということで証明に使ったりするということで、大きなメインとしましては、本人確認書類になるもの、あとは電子的証明で本人確認するものということで、2つの柱があります。

マイナンバーカードについては、こちら以上になります。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） マイナンバーカードと同じものというふうに理解していいのですか。

○委員長（藤澤和成君） いや、マイナンバーカードのことです。

○委員（石嶋 巖君） 分かりました。

それで、今、確定申告の説明をされましたけれども、本人確認ということでなりすましは防げるかどうか伺います。

○委員長（藤澤和成君） 大武市民課長。

○市民課長（大武喜義君） ご質問についてご答弁申し上げます。

なりすましについては、本人が暗証番号を必ず管理しておりますので、なりすましはあり得ません。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員、よろしいですか。最後。

○委員（石嶋 巖君） すみません。それを伺ったことは、暗証番号で担保できるということですが、去年、定額給付金10万円というのがあったときに、暗証番号を忘れたという人が結構いたということもあって、そこら辺の兼ね合いといいますか、本当に暗証番号で管理し切れるのかという懸念があるのですが、その辺はどうでしょうか。

○委員長（藤澤和成君） 大武市民課長。

○市民課長（大武喜義君） 管理し切れるのかということですが、暗証番号を忘れてしまったときでも、本人が来た場合、暗証番号の変更が可能となっています。マイナンバーカードには写真が掲載されていますので、本人が変更を申し出ているかどうかというのを確認できますので、そちらに関しても問題はないと考えています。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 石嶋委員、よろしいですか。

○委員（石嶋 巖君） はい、いいです。分かりました。

○委員長（藤澤和成君） では、質疑を終結いたします。

議案第67号について、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより、議案第67号の採決をいたします。

議案第67号「筑西市手数料条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

以上で、市民環境部所管の審査を終わります。

これで、総務企画委員会に付託されました議案の審査を終了します。

執行部は退室願います。

ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（藤澤和成君） なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと思っております。

以上をもちまして、総務企画委員会を閉会いたします。

閉 会 午前10時45分